

## 蕨市建設工事総合評価方式試行要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本市が発注する建設工事の請負契約において、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）による競争入札を試行するに当たり、蕨市建設工事等入札及び契約事務取扱要綱（平成20年蕨市要綱第5号。以下「取扱要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

**第2条** 総合評価方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、市長が建設工事の中から指定するものとする。

2 対象工事は、効率性、安全性、環境への影響等の価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を締結する必要があるものから、指定するものとする。

(事前協議)

**第3条** 対象工事を所管する課の長（以下「工事主管課長」という。）は、対象工事の目的に応じ、価格以外の入札対象とする項目（以下「評価項目」という。）及び評価の方法について、契約事務を所管する課の長（以下「契約主管課長」という。）と協議を行わなければならない。

(落札者決定基準)

**第4条** 工事主管課長は、前条の協議終了後、評価方法、評価項目、評価基準、得点配分、その他の基準を定めた落札者を決定するための入札の評価に関する基準（以下「落札者決定基準」という。）を、別表に定める所属部内の職員による審査会（以下「審査会」という。）を開催して協議の上作成し、蕨市建設工事請負業者等審査委員会設置要綱（平成20年蕨市要綱第4号）に定める蕨市建設工事請負業者等審査委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

2 市長は、前項の規定による委員会の審議結果を受けて、落札者決定基準の適否について2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴取した上で、落札者決定基準を定めなければならない。

(入札の告示等)

**第5条** 市長は、総合評価方式により契約を締結しようとするときは、取扱要綱第6条に定める事項に、次の事項を加えて公告するものとする。

- (1) 総合評価方式による入札である旨
- (2) 評価項目に関する技術資料等の提出に関する事項

(3) その他総合評価方式の入札に関し必要な事項

2 契約主管課長は、入札の参加を希望する者に対し、入札説明書等により、評価項目に係る性能、機能、技術（以下「性能等」という。）に関する技術提案又は適切な施工管理や施工実績等を示す技術資料（以下「技術資料」という。）の作成方法、総合評価の方法、落札者決定基準、入札参加申込に必要な書類及び提出期限その他必要な事項について、周知しなければならない。

（技術資料の評価）

**第6条** 工事主管課長は、審査会を開催の上評価基準に基づく技術資料の評価を行い、必要に応じ、技術資料を提出した入札参加者に対するヒアリングを行うことができる。

2 工事主管課長は、技術資料の評価結果に基づき技術評価点（評価基準により得られた得点合計等に基礎点を加えた点数をいう。以下同じ。）を算出し、速やかに契約主管課長に書面を持って報告しなければならない。

（技術提案の改善）

**第7条** 工事主管課長及び審査会は、入札参加者が提出した技術提案の内容の一部を改善することにより優れた技術提案となる場合又は技術提案の不備を解決することができる場合は、当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、透明性、公平性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表しなければならない。

（落札者の決定方法）

**第8条** 入札執行者は、総合評価方式による入札においては、次の規定により、次条に掲げる手続を経て、落札者を決定する。

- (1) 落札者は、落札者決定基準に基づき、技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値の高い者とする。
- (2) 入札書の開札は、技術評価点が決定した後に行う。
- (3) 入札書記載金額が予定価格の制限の範囲を超えている入札及び最低制限価格を下回る入札については、総合評価は行わない。
- (4) 評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

（落札者決定の手続）

**第9条** 市長は、第4条第2項で定める学識経験者の意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、入札手続の経緯、評価値の内容等の適否について2人以上の学識経験者の意見を

聴取しなければならない。

(学識経験者の意見聴取)

**第10条** 第4条第2項及び前条で定める学識経験者の意見聴取は、埼玉県総合評価審査委員会設置要綱第6条で定める埼玉県総合評価審査小委員会において行うものとする。

(入札結果等の公表)

**第11条** 総合評価方式による入札において、落札者が決定したときは、蕨市建設工事に係る発注見通し及び入札結果等の公表要綱（平成17年蕨市要綱第77号）第3条第4項に定める事項に、次の事項を加えて公表するものとする。

(1) 技術評価点

(2) 評価値

(技術評価点に関する照会)

**第12条** 工事主管課長は、入札参加者から、技術評価点について疑義があるとして説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(技術提案内容の確保)

**第13条** 技術提案について、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態となった場合は、提案者に通知することなく無償で使用することができるものとする。ただし、工業所有権等の排他的使用を有する提案については、この限りでない。

2 技術提案の内容は、契約書や仕様書等の付属書類として使用するものとする。

3 技術提案を提示した提案者は、工事主管課長が技術提案を適正なものと認めた場合においても、その部分の工事に関する責任を負うものとする。

(提案内容の履行の担保)

**第14条** 工事主管課長は、性能等に係る技術提案を提示した落札者（以下「請負者」という。）に対し、当該技術提案に基づく施工を指導するものとする。

2 工事主管課長は、請負者が技術提案に基づき施工することができない場合は、当該性能等の性質に応じ、再度の施工が可能であると認められるものについては再度の施工を求め、再度の施工が困難又は合理的でないと認められるものについては契約金額の5パーセントに相当する額の違約金の請求を行うことができるものとする。

3 請負者の責により、提出された技術資料の内容を満たす施工が行われない場合は、不履行の評価項目ごとに工事成績評点を減ずる措置を行うものとする。

(悪質な行為に対する措置)

**第15条** 入札参加者が提出した技術資料に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、契約の解除及び蕨市建設工事等請負業者指名停止基準に基づき指名停止等の措置を講じるものとする。

(帳票類)

**第16条** 総合評価方式による競争入札の帳票類の様式は、次に定めるとおりとする。

- (1) 入札告示文 (様式第1号)
- (2) 一般競争入札参加資格等確認申請書 (様式第2号)
- (3) 入札参加資格確認資料 (様式第3号)

(委任)

**第17条** この要綱に定めるもののほか、総合評価方式による競争入札の試行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成26年2月18日要綱第10号)

この要綱は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (令和3年8月17日要綱第33号)

#### 別表 (第4条関係)

工事を主管する部の部長

工事を主管する課の課長

工事を担当する係長

工事を担当する職員

下記のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき告示する。

蕨市長



記

1 入札対象工事

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事期間
- (4) 設計金額 円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- (5) 工事概要
- (6) 適用 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

2 入札手続等の方法

- (1) この工事は、入札参加の申出、資格確認通知及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う対象工事である。  
なお、電子入札に係る運用については、この告示に定めるもの以外は蕨市公共工事等電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）及び蕨市公共工事等電子入札運用要領による。
- (2) 当該入札に参加する者で紙入札を希望する者は、運用基準7-1に定める「紙入札方式参加申請書」を提出し、承認を受けなければならない。

3 入札に参加できる者の形態

企業単体とする。

4 入札に参加できる者に必要な資格

（参加要件に関する必要事項を掲載）

5 入札参加資格申請書の提出（事前提出事後審査型）

- (1) 入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「資格確認申請書」という。）を次により提出しなければならない。
  - ア 提出方法 システムにより提出する。
  - イ 締切日時 年 月 日 まで
- (2) 入札に参加を希望する者は、前項の規定に基づき資格確認申請書の提出と合わせて、当該申請書の記載事項を証明する書類等を、次の方法により提出しなければならない。なお、提出締切日時までに提出のない者は、無効とする。
  - ア 提出を要する書類
    - ・ 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第2号）
    - ・ 入札参加資格確認資料（様式第3号）※システムに添付したファイルをプリントしたものを提出してください。
  - イ 施工工事を証する根拠資料
    - ・ CORINS登録のカルテ又は契約書等の写し
    - ・ 工事概要書、施工図面等の写し
  - ウ 配置予定の技術者の資格及び従事した施工経歴の根拠資料
    - ・ 技術検定合格証書及び監理技術者資格者証（平成16年3月1日以降の交付の場合は監理技術者講習終了証も必要）の写し
    - ・ 従事した工事に関するCORINS登録のカルテ等の写し
    - ・ 工事概要書、施工図面等の写し
  - エ 提出方法  
入札参加を希望する者の名称、工事名、郵送する書類の目録、郵送する書類の頁数及び発送年

月日を記録した書面を同封の上、簡易書留等の配達記録が残るものを必ず利用して郵送する。

オ 提出先

蕨市役所 部 課 係

カ 提出締切日時

年 月 日 時 分 (必着)

(3) 資格確認申請書を受理した場合は、電子入札参加者についてはシステムより、紙入札参加者についてはFAXにて通知する。

(4) 入札参加資格の確認は、開札後、落札候補者についてのみ行う。

## 6 設計図書等

(1) 設計図書、仕様書、特記仕様書及び契約書案（以下「設計図書等」という。）は、本告示に合わせ入札情報公開システムに掲載するファイルをダウンロードすること。

(2) 現場説明会は行わず、設計図書等に関する質疑応答はシステムで行うものとする。

7 入札書の締切日時 年 月 日 時 分

8 開札日時 年 月 日 時 分

## 9 総合評価に関する事項

この入札は、総合評価方式により実施するものとする。

詳細は、別紙「総合評価方式入札説明書」及び「総合評価方式の特記仕様書」に示す。

## 10 入札に関する注意事項

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の 分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札回数は2回までとする。なお、初度入札に参加しない者は、再入札に参加することはできない。

(3) 再入札は、初度入札の開札日に実施するものとし、再入札書の締切時間及び開札時間は入札結果通知に合わせて通知する。

(4) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者がした入札

イ 明らかに連合によると認められる入札

ウ 虚偽の資格確認申請書又は根拠資料を提出した者がした入札

エ その他告示に示す事項に反した者がした入札

(5) 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札書締切日時において参加資格がない者がしたものは、無効とする。

(6) その他

ア この入札に参加する者が1人以下であるときは、入札を執行しない。

イ この告示に示す入札の締切日時までにシステムに入札書が到着しない場合は、入札を辞退したとみなす。

ウ 一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回をすることはできない。ただし、入札書を提出した後、配置予定技術者が配置できなくなり参加資格を喪失した場合等、やむを得ない理由が生じた場合は、開札までの間に限り入札辞退届を受け付けるものとし、当該入札書を無効扱いとする。

エ この入札に際し、談合その他不正行為により入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

## 11 特記事項

この工事の請負契約締結後、この契約に関し、談合その他不正行為があったとして、公正取引委員会の課徴金納付命令が確定したとき、又は使用人を含め、刑法（明治40年法律第45号）による刑が確定したときは、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を請求することができるものとする。ただし、市に生じた損害額が前記の相当額を超えるときは、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。工事完成後も同様とする。

## 12 最低制限価格

設定する。（最低制限価格未満の入札をした者は、この入札における再入札に参加すること及び落札者がなかった場合において随意契約の相手となることはできない。）

## 13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みした者のうち、総合評

価の評価値が最も高い者を落札候補者とする。

- (2) 総合評価の評価値が同じ者がいる場合には、くじにより審査の順序を決定する。
- (3) 当該落札候補者について入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定する。なお、落札者が決定したときは、他の入札参加者の審査は行わない。
- (4) 落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、その者を失格とし、次に高い評価地の者を落札候補者として審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。
- (5) 落札候補者の入札参加資格審査の結果については、 年 月 日 ( ) までに、通知するものとする。
- (6) 落札候補者は、入札参加資格の要件を満たさないとされたことに疑義があるときは、 年 月 日 ( ) までに、その理由について書面にて問い合わせることができる。

#### 1 4 入札保証金及び契約保証金

蕨市契約規則(昭和45年蕨市規則第41号)及び請負契約に係る履行保証等取扱要領の規定による。

#### 1 5 支払条件

- (1) 前金払する。なお、その額は契約金額の40パーセント以内で1億円を限度額とし、1万円未満の端数は切り捨てる。
- (2) 部分払しない。

#### 1 6 契約条項等の閲覧

蕨市契約規則、蕨市建設工事請負契約約款、運用基準、蕨市公共工事等電子入札運用要領等については、蕨市ホームページ及び 部 課 係において閲覧することができる。

#### 1 7 その他

- (1) 提出された資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、この告示、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

#### 1 8 問合せ

蕨市役所 部 課 係  
電話番号

様式第2号（第16条関係）

一般競争入札参加資格等確認申請書

年 月 日

蕨市長 へ

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

下記工事の一般競争入札に参加したいので、競争参加資格確認資料を提出します。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 告示年月日 年 月 日 蕨市告示第 号
- 2 工 事 名
- 3 競争参加資格確認申請書のシステム提出日  
年 月 日
- 4 連 絡 先
  - (1) 担当者所属・氏名
  - (2) 電話番号



入札参加資格確認資料

商号又は名称 \_\_\_\_\_

- 1 対象工事に対応する業種に係る 年度登録の経営事項審査の総合評定値

--

- 2 対象工事に対応する業種に係る最新の許可（登録）年月日

年 月 日（許可／登録）
--------------

- 3 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた営業所等の所在地

--

- 4 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

工 事 名 称 等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	年 月 ~ 年 月
	受注形態等	単体／共同企業体（出資比率 %）

5 当該工事に配置予定の技術者

技術者区分		
従事予定者名		
所属会社名		
生年月日（年齢）		
最終学歴		
法令による免許 （取得年月日） （登録番号等）		
現在の 受持 工事	工事名	
	施工場所	
	工期	年 月 ～ 年 月
	従事役職	
従 事 実 績	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	年 月 ～ 年 月
	従事役職	